

# 令和6年度一般財団法人札幌市住宅管理公社事業報告

※記載金額は支出執行額

## 1 自主事業 【実施事業等会計】

公社が自主事業として実施する住宅確保要配慮者の居住の安定確保及び住生活環境改善に関する事業を実施した。

業務名	金額	件数	内容
居住支援協議会事業	14,722,027円	1,186件	みな住まいる札幌の運営業務 (あんしん住まいサッポロへ委託)
		一式	居住支援協議会事務局運営業務 ワーキンググループ会議運営業務 契約事務、周知活動等
住生活環境改善事業			
調査研究業務	311,520円	111件	高齢単身者向けの生活支援サービス、「見まもっTEL」等の提供
普及啓発業務	955,500円	283名	住生活向上等に係る今日的な話題をテーマにセミナーを年4回開催
計	15,989,047円		

## 2 受託事業 【管理保全事業等会計】

札幌市からの受託事業として、市営住宅等の管理事業、借上市営住宅入居者移転支援事業及び市立学校を含む市有施設の保全事業を実施した。

### (1) 市営住宅管理事業

札幌市から受託する市営住宅管理に関連する事業  
(受託戸数：26,404戸)

業務名	金額	内容
集会所等管理運営業務	288,245,735円	集会所44箇所の管理運営業務等 自治会への支出事務等の施設維持管理 光星改良店舗の設備保守管理等
入居者募集業務	48,049,781円	定期的入居者募集等
家賃管理業務	66,675,633円	家賃決定のための収入調査、家賃減免事務等
駐車場管理業務	117,779,173円	駐車施設の整備、管理運営
住宅修繕業務	267,380,769円	空家修繕、電気温水器機の設備機器更新工事等
収納業務	24,262,716円	家賃滞納者を対象に納付督促や指導
市営住宅管理事業費 計	812,393,807円	

### (2) 借上市営住宅入居者移転支援事業

札幌市から受託する借上市営住宅の入居者に対する移転支援に関する事業

業務名	金額	内容
借上市営住宅入居者 移転支援事業	20,905,781円	借上市営住宅の借上期間満了に伴う入居者の 移転等に関する支援事業等

### (3) 施設保全事業

札幌市から受託する施設保全に関連する事業

#### ア 学校施設保全業務

(対象施設：幼稚園9園、小学校196校、中学校97校、高等学校8校、特別支援学校4校)

業務名	金額	件数	内容
施設改修等整備業務	4,358,604,375円	801件	緊急修繕、暖房設備更新、照明改修、屋上防水、外壁改修等
学校施設保守点検業務	666,677,440円	134件	プール設備保全、電気暖房設備保全、給排水設備保全等
用地整備業務	178,195,017円	39件	グラウンド整備、フェンス改修、遊具等の補修
計	5,203,476,832円	974件	
定期点検業務	下記の事務費（事務人件費）を含む。	一式	学校施設の建築基準法に基づく定期点検及び天井アスベスト調査の実施
ファシリティマネジメント支援業務		一式	学校施設の長寿命化を図るための保全計画及び施設整備計画等の策定

#### イ 一般部局施設保全業務

対象施設	金額	件数	内容
区役所庁舎、消防庁舎 児童会館等	956,816,167円	97件	市有建築物の保全改修に係る設計、工事、工事監理、設備の保守整備

#### ウ 施設保全事業（総括）

費用名	金額	内容
業務費計	6,160,292,999円	上記ア・イのとおり
事務費（事務人件費）	240,926,902円	施設保全業務に係る事務費、人件費等
施設保全事業費 計	6,401,219,901円	

## 3 管理費【法人会計】

会社の事務・人事を管理する総務部門による法人運営に関する事業

(管理費計：120,493,056円)

業務名	内容
理事会・評議員会業務	理事会5回（うち書面決議3回）、評議員会3回（うち書面決議1回）を開催
事務管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>文書事務、事務室管理、物品管理等</li> <li>契約管理</li> <li>IT化（給与の電子化、IT導入に関する課題整理等）</li> </ul>
人事管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務条件管理、給与支給事務、健康管理、福利厚生等</li> <li>職員採用（事務1名、技術4名、嘱託12名、臨職1名）</li> <li>職員研修（eラーニング、DVD等を活用）</li> </ul>

## 事業報告の附属明細書

令和6年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当する事項がないため、附属明細書は作成しない。